

## 手続きに必要な書類



### 補助金の交付申請をするとき

- ①  補助金交付申請書【様式第1号】
- ②  実施計画書【様式第2号】
- ③  市区町村税の納税証明書（※ 発行後2週間以内のもの）
- ④  住民票（※ 発行後3か月以内のもの）
- ⑤  空き家の登記事項証明書（※ 発行後3か月以内のもの）
- ⑥  空き家の不動産売買契約書の写し
- ⑦  空き家であることの申告書【様式第3号】  
（※ 市の空家データベースに登録がある場合は不要）
- ⑧  他の助成等の申請状況について【様式第4号】
- ⑨  施工業者の要件を満たしていることが確認できる書類  
※ 函館市の競争入札参加資格の有資格者として建設工事の業種に登録されている事業者は、原則、下記の書類は省略できます。  
<市内に本社・本店を置く施工実績を有する事業者>
  - 商業・法人登記事項証明書または営業証明書（※ 発行後3か月以内のもの）
  - 「建設業許可通知書」の写し、「北海道住宅リフォーム事業者登録証」の写し、「瑕疵担保責任保険の事業者登録証」の写しのいずれか
- ⑩  空き家の付近見取図、改修箇所の内容を示す図面等  
（室名、改修前後の仕様、写真番号等が記載されているもの）
- ⑪  空き家の全景写真、改修箇所の写真（全景は2面以上、図面等の写真番号と整合させる）
- ⑫  改修工事の見積書の写し  
（工事ごとに詳細がわかる内訳書、補助対象工事とその他の工事とを区分する）
- ⑬  誓約書兼同意書【様式第5号】
- ⑭  補助金の振込先（補助金交付決定者名義の口座）

### 実績報告書を提出するとき

※ 工事費の支払い日または空き家に入居した日のいずれか遅い日から30日以内かつ申請年度の2月末日までに提出。

- ①  実績報告書【様式第12号】
- ②  改修工事の工事請負契約書の写し
- ③  工事代金の支払いを確認できる書面の写し（領収書や振込明細書など）
- ④  工事写真（施工前、施工中および施工後の写真）、2面以上の全景写真
- ⑤  住民票（工事完了日以後、空き家へ入居したことがわかるもの）

### 工事内容を変更するとき

- ①  工事内容等変更申請書【様式第9号】
- ②  変更後の実施計画書【様式第2号】
- ③  その他工事の変更内容が分かる図面および書類

※ 「写し」と書いてあるもの、および  マークの書類については、コピーで構いません。  
※ 施工業者の要件を満たしていることが確認できる書類は、一度提出すれば、その年度内は提出不要です。  
※ 上記のほか、必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。



（函館市空家等改修支援補助金）

空き家を有効活用して  
函館市に移住しませんか！！

補助金  
最大  
200万円

令和8年度（2026年度）

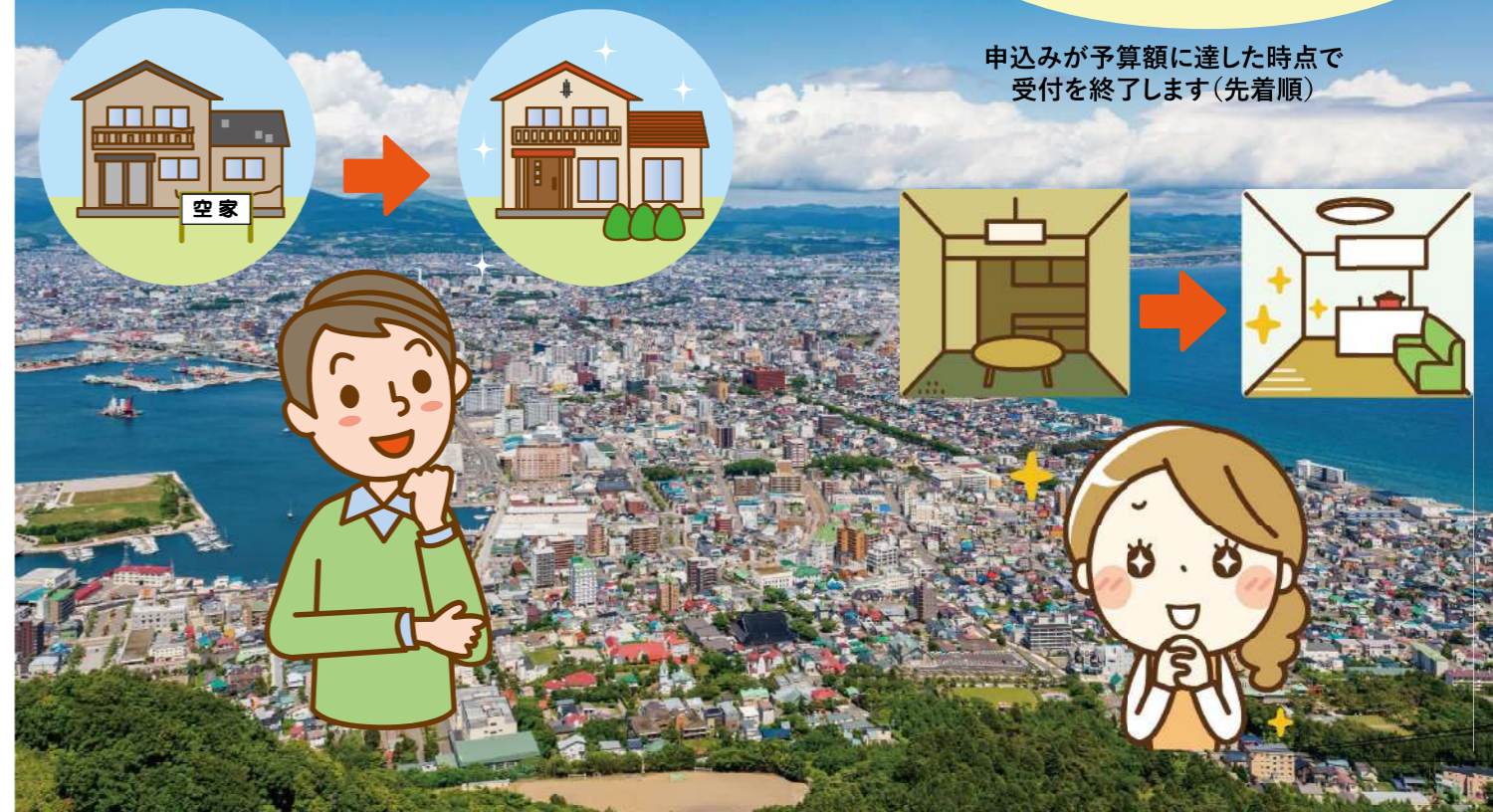
空き家を有効活用し街なかへの居住を促進するため、函館市に移住する方が空き家を取得し、自らが居住するために行う改修工事にかかる費用の一部を補助します。



受付期間

令和8年6月1日(月)から  
12月4日(金)まで

申込みが予算額に達した時点で  
受付を終了します(先着順)



函館市 都市建設部 都市整備課（市役所 本庁舎3階）

TEL:0138-21-3367 E-Mail:akiya@city.hakodate.hokkaido.jp



## 補助の対象者（申請者）

- 次のいずれかに該当する方
  - 函館市外から函館市に転入を確約できる方で、現在、函館市外の地域に継続して3年以上住所があり居住している方
  - 令和3年4月1日以降に函館市に転入され、かつ、函館市民になって3年未満の方で、函館市に転入の際に、函館市外の地域に継続して3年以上住所があり居住していた方
- 現在居住している地域の市区町村税に滞納がない方
- 過去に、この補助金の交付を受けたことがない方
- 補助対象の改修後に空き家に入居し、かつ、住民票を空き家の所在地にすみやかに異動することができる方
- 上記の入居の日から10年以上継続して当該住宅を所有し居住することを誓約できる方
- 居住期間中は、自己の居住以外（別荘、借家）の利用をしないことを誓約できる方

## 補助の対象となる空家

- 補助対象地区内にあり、建築後10年を超える空き家であること
- 概ね1年以上居住その他の使用実績がない空き家であることを申告できること
- 主たる構造が木造の一戸建て住宅（または一戸建ての併用住宅）の空き家であること
- 過去に法令等の命令を受けていない空き家であること
- 申請者自らが補助対象の空き家を取得しており、空き家の取得から1年を超えていないこと
- 申請者の3親等以内の親族が所有したことがない空き家であること
- 昭和56年(1981年)6月1日以降に工事に着手した耐震性能を有する空き家であること（ただし、耐震診断の結果、耐震性能を有していることが証明できる場合や補助対象工事と同時に耐震改修工事を行う場合は、補助の対象になります。）

## 補助の対象となる工事

- 住宅の機能の維持および向上を図るために行う改修工事で、補助対象工事の費用の合計が100万円（消費税等相当額を含む）以上のもの、ただし、次に掲げるものは補助の対象外とします。
  - ・住宅（居住の用に供する部分）以外の用途に関する工事
  - ・外構、車庫（カーポートを含む）、物置、倉庫等の補助対象空家に付随する工事
  - ・玄関フード、テラス、サンルーム、ウッドデッキ等の住宅に付属する工作物に関する工事
  - ・エアコン、暖房機器、卓上・据え置き型調理器具等の家庭用電化製品の購入・設置
  - ・カーテン、ブラインド、家具、調度品その他これらの設備および備品に類するものの購入・設置
  - ・太陽光発電システム、蓄電池、燃料電池等の家庭用新エネルギーシステム設備の購入・設置

## 施工業者の要件

- 市内に主たる営業所を有する次のいずれかの事業者
  - 建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者
  - 北海道住宅リフォーム推進協議会の事業者登録制度に登録している事業者
  - 住宅瑕疵担保責任保険に事業者登録している事業者

## 補助金の額

補助率 → 補助の対象となる経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）  
補助限度額 → 200万円

## 注意事項

- ・既に空き家に入居していたり、住民票を空き家の住所に異動している場合は、補助の対象になりません。
- ・既に施工業者と契約していたり、工事に着手している場合は、補助の対象になりません。
- ・補助の対象となる工事は、申請年度の1月末日までに完了しなければなりません。
- ・補助の対象となる工事について、他の公的制度による補助・助成等とは重複できません。

## 補助対象地区



## 手続きの流れ

